

■地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に関する随意契約の公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による随意契約に関し、西原町契約規則第40条第2項の規定に基づき公表します。

随意契約の事前公表内容						
No.	契約件名	契約内容	契約の相手方の 決定方法	選定基準	申請方法	契約担当課
1	西原町立図書館清掃業務	西原町立図書館の敷地内の衛生的環境を確保するため、清掃業務を委託する。	選定基準をすべて満たすことを要する。なお、団体が複数ある場合は、見積書を徴し最も価格の低い者と契約を締結する。	(1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。 (2) 本町に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 (3) 臨時的かつ短期的な就業を希望する本町の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。 (4) 本町との契約実績があり、当該履行状況が良好であること。	見積書の提出 [提出期限] 令和8年3月27日	教育部文化課 図書館係 TEL098-944-4996
2	西原町立図書館除草業務	西原町立図書館の敷地内の衛生的環境を確保するため、除草業務を委託する。	選定基準をすべて満たすことを要する。なお、団体が複数ある場合は、見積書を徴し最も価格の低い者と契約を締結する。	(1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。 (2) 本町に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 (3) 臨時的かつ短期的な就業を希望する本町の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。 (4) 本町との契約実績があり、当該履行状況が良好であること。	見積書の提出 [提出期限] 令和8年3月27日	教育部文化課 図書館係 TEL098-944-4996
3	令和8年度水質検査業務委託 (平日毎日)	西原町（上下水道課）が供給する水道水が、法令で定められた水質基準に適合した安全な水であることを確認するため、水質検査計画に基づく定期毎日（平日）の水質検査業務を委託する。	選定基準をすべて満たすことを要する。なお、団体が複数ある場合は、見積書を徴し最も価格の低い者と契約を締結する。	(1) 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号に規定する団体であること。 (2) 本町に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 (3) 臨時的かつ短期的な就業を希望する本町の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。 (4) 本町との契約実績があり、当該履行状況が良好であること。	見積書の提出 [提出期限] 令和8年3月27日16時まで	建設部上下水道課 給水係 TEL098-945-4934
4	町道及び歩道等の除草作業委託業務	西原町内町道等の除草及び清掃等良好な維持管理を行うために、除草及び清掃業務等を委託する。	選定基準をすべて満たすことを要する。なお、団体が複数ある場合は、見積書を徴し最も価格の低い者と契約を締結する。	(1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。 (2) 本町に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 (3) 臨時的かつ短期的な就業を希望する本町の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。 (4) 本町との契約実績があり、当該履行状況が良好であること。	見積書の提出 [提出期限] 令和8年4月1日15時まで	建設部土木課 すぐやる係 TEL098-945-4415
5	一般廃棄物処理手数料徴収事務委託	指定ごみ袋等を販売することにより生じる、一般廃棄物処理手数料の徴収事務を委託する。	選定基準をすべて満たすことを要する。なお、団体が複数ある場合は、見積書を徴し最も価格の低い者と契約を締結する。	(1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。 (2) 本町に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 (3) 臨時的かつ短期的な就業を希望する本町の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。 (4) 本町との契約実績があり、当該履行状況が良好であること。	見積書の提出 [提出期限] 令和8年3月31日15時まで	総務部環境安全課 環境保全係 TEL098-945-5018
6	資源化物収集分別業務委託	西原町内の家庭ごみの中から有価物として回収する資源化物の収集・運搬・分別処理業務を委託する。	選定基準をすべて満たすことを要する。なお、団体が複数ある場合は、見積書を徴し最も価格の低い者と契約を締結する。	(1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。 (2) 本町に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 (3) 臨時的かつ短期的な就業を希望する本町の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。 (4) 本町との契約実績があり、当該履行状況が良好であること。	見積書の提出 [提出期限] 令和8年3月31日15時まで	総務部環境安全課 環境保全係 TEL098-945-5018

■地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に関する随意契約の公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による随意契約に関し、西原町契約規則第40条第2項の規定に基づき公表します。

随意契約の事前公表内容						
No.	契約件名	契約内容	契約の相手方の 決定方法	選定基準	申請方法	契約担当課
7	資源化物分別 業務委託	西原町内の家庭ごみの中から有価物 として回収した資源化物の分別業務 を委託する。	選定基準をすべて満た すことを要する。	(1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。 (2) 本町に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 (3) 本町の障がい者のために就労支援や自立支援を行うとともに、組織的に提供す る業務を行っていること。 (4) 本町との契約実績があり、当該履行状況が良好であること。	見積書の提出 [提出期限] 令和8年3月31日15時まで	総務部環境安全課 環境保全係 TEL098-945-5018
8	緑のリサイク ル木枝（家庭 系）収集業務 委託	西原町内の家庭より排出される木枝 の収集・運搬業務を委託する。	選定基準をすべて満た すことを要する。な お、団体が複数ある場 合は、見積書を徴し最 も価格の低い者と契約 を締結する。	(1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。 (2) 本町に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 (3) 臨時的かつ短期的な就業を希望する本町の高齢退職者のために就業の機会を確 保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。 (4) 本町との契約実績があり、当該履行状況が良好であること。	見積書の提出 [提出期限] 令和8年3月31日15時まで	総務部環境安全課 環境保全係 TEL098-945-5018
9	西原の塔清掃 委託業務	西原の塔敷地内の衛生的環境を確保 するため、清掃業務を委託する。	選定基準をすべて満た すことを要する。	(1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。 (2) 本町に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 (3) 臨時的かつ短期的な就業を希望する本町の障がい者のために就業の機会を確保 するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。 (4) 本町との契約実績があり、当該履行状況が良好であること。	見積書の提出 [提出期限] 令和8年4月8日17時まで	福祉部福祉課 社会福祉係 TEL098-945-4791
10	令和8年度配水 池清掃業務委 託	西原町上下水道課が管理する配水池 及びポンプ場の草刈作業を行う。	選定基準をすべて満た すことを要する。な お、団体が複数ある場 合は、見積書を徴し最 も価格の低い者と契約 を締結する。	(1) 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号に規定する団体であること。 (2) 本町に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 (3) 臨時的かつ短期的な就業を希望する本町の高齢退職者のために就業の機会を確 保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。 (4) 本町との契約実績があり、当該履行状況が良好であること。	見積書の提出 [提出期限] 令和8年4月27日14時まで	建設部上下水道課 給水係 TEL098-945-4934
11	ミバエ地上防 除委託業務	沖縄県では、果菜・果実（マンゴ、グワ バ、トマト、ピーマン）などに甚大な被 害を与える害虫ミカンコミバエを1986年 に根絶したが、東南アジア等の発生地域 から侵入し再発する危険性があることか ら、防除のため年4回住宅地域の庭木や 街路樹に誘殺板を設置して再発防止す る。	選定基準をすべて満た すことを要する。な お、団体が複数ある場 合は、見積書を徴し最 も価格の低い者と契約 を締結する。	(1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。 (2) 本町に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 (3) 臨時的かつ短期的な就業を希望する本町の高齢退職者のために就業の機会を確 保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。 (4) 本町との契約実績があり、当該履行状況が良好であること。	見積書の提出 [提出期限] 令和8年5月1日17時まで	建設部産業観光課 農林水産係 TEL098-945-4540
12	西原西地区維 持管理業務委 託（R8-2）	西原西地区土地区画整理事業地内に 設置している擁壁の壁面にかかれた 落書きを落とし、地権者への擁壁引 渡しを進める。	選定基準をすべて満た すことを要する。な お、団体が複数ある場 合は、見積書を徴し最 も価格の低い者と契約 を締結する。	(1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。 (2) 本町に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 (3) 臨時的かつ短期的な就業を希望する本町の高齢退職者のために就業の機会を確 保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。 (4) 本町との契約実績があり、当該履行状況が良好であること。	見積書の提出 [提出期限] 令和8年4月28日10時まで	建設部都市整備課 区画整理計画係 TEL098-945-5041

■地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に関する随意契約の公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による随意契約に関し、西原町契約規則第40条第2項の規定に基づき公表します。

随意契約の事前公表内容						
No.	契約件名	契約内容	契約の相手方の 決定方法	選定基準	申請方法	契約担当課
13	令和8年度文化財及び文化財周辺環境美化・整備業務委託契約	西原町内の文化財及び文化財周辺環境美化・整備業務の委託を行う。	選定基準をすべて満たすことを要する。なお、団体が複数ある場合は、見積書を徴し最も価格の低い者と契約を締結する。	(1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。 (2) 本町に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 (3) 臨時的かつ短期的な就業を希望する本町の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。 (4) 本町との契約実績があり、当該履行状況が良好であること。	見積書の提出 [提出期限] 令和8年5月15日17時まで	教育部文化課 文化財係 TEL098-944-4997
14	西原の塔清掃業務委託	西原町戦没者追悼式前の清掃業務を委託する。	選定基準をすべて満たすことを要する。	(1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。 (2) 本町に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 (3) 臨時的かつ短期的な就業を希望する本町の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。 (4) 本町との契約実績があり、当該履行状況が良好であること。	見積書の提出 [提出期限] 令和8年6月3日17時まで	福祉部福祉課 社会福祉係 TEL098-945-4791